

令和 8 年

議会運営委員会記録

令和 8 年 7 月 2 8 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和8年7月28日（火曜日）
午前 9時30分 開会 午後 3時43分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	伊 藤 妙 子 議員
委 員	内 田 あ や 議員	委 員	菅 原 満 議員
委 員	鎌 田 泰 春 議員	議 長	小 嶋 智 子 議員
副 議 長	待 鳥 美 光 議員	委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	金 井 宏 之
議事課統括主査	須 田 直 樹	主 任	小 林 厳
主 事	加 藤 ゆらら		

◇本日の会議に付した案件

特定事件8 議長の諮問に関することについて
議会改革について

- ・ 議員間討議
- ・ 和光市議会議員政治倫理条例の見直し

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長及び松永靖恵委員外議員、吉田活世委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

なお、吉田活世議員につきましては、体調不良のため欠席の連絡があります。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの発言の申出の許可は、委員長に一任願います。

本日の案件は、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革についてです。

本日の資料を確認します。

本日の資料はお手元に配付してありますとおりです。

初めに、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革について、案件は項目10番、議員間討議についてです。

議員間討議については、今後ルールづくりも含めて協議していくとしていましたが、本日の議会運営委員会から、議員間討議として試行で実施することを提案いたします。

討議の方法としては「ここからは議員間討議とします」と委員長が発言します。委員の皆さんは挙手をし、委員長の指名後、発言をしていただきます。全体の意見がまとまりましたら、委員長が「議員間討議を閉じて、委員会を再開します」と発言し、委員会再開となる流れを取りたいと思います。

なお、議員間討議とすることで、討議の内容は公開となります。

御意見等がございましたら、挙手をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

議員間討議については、本日の議会運営委員会から試行として行っていくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に進みます。

案件は項目31番、和光市議会議員政治倫理条例の見直しについてです。

7月7日の議会運営委員会で、和光市議会議員政治倫理条例の第4条まで協議しましたので、本日は第5条から協議のほど、よろしくお願いします。

第5条についていかがでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 第5条、関係企業の部分だと思いますが、これで議長は公表するということで、条例が整った場合は、規程なりで様式を定めていくことになるかと思いますが、その辺も含

めて今後検討していく必要があるのではないかと考えます。あくまでも地方自治法第92条の第2項で、従来と違ってというか明確に示されているので、その辺も踏まえて報告をしてもらうということになるかと思います。

○吉田武司委員長 報告書とか規程というのは、ある程度決めてから変更していくということによろしいんですか。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 委員長のおっしゃるとおりで、こちらの条例ができてから、いろいろな様式とかを規程のほうで決めていくということになります。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 和光・まちづくり市民の会は、第5条に関しましては、新しい風・希望に御提示いただいた内容で異論なしといたします。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 無所属の会・維新も同様でございます。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 ただ一点、提案させていただいた後にいろいろ調べた結果、個人情報保護との関係もきちんと確認して、条文化する必要があるのかなという課題も出てきたということだけ申し上げます。

○吉田武司委員長 その部分はどのようなところですか。

菅原委員。

○菅原満委員 届出をしてもらう内容について規程をつくるときに、注意をしてつくる、第92条の第2項に基づく届出事項にとどめると。基本的には、この第92条第2項に当たらない請負というか、兼業の関係がありますので、その辺も含めて規程の内容を定めていく必要があるかなということです。

○吉田武司委員長 では、この変更の文面でいいけれども、規程と様式をちゃんと整えないということによろしいですか。

菅原委員。

○菅原満委員 整えていく必要があるということです。

○吉田武司委員長 分かりました。

このような文面で、あとは規程、その他様式については、その都度適正に変更していくということで、第5条についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、第5条についてはこの内容で決しました。

次に、第6条についてお願いいたします。

内田委員。

○内田あや委員 こちらは修正なしで各会派から出ておりまして、この形によろしいのではな

いかなと思っております。

○吉田武司委員長 この第6条については、修正なしということになっていますので、なければこの内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、第6条についてはこの内容といたします。

次に、第7条についてお願いいたします。

内田委員。

○内田あや委員 第7条は、あえて第1項と第2項以降で分けております。第1項が皆さんからの御意見で異なる部分が多かったので、まずは第1項のところで御意見をいただくほうがいいのかないかと思ひ分けさせていただきました。

当会派といたしましては、先日の皆さんとの協議の中で、やはり市民の署名の数、100名であつたり50名というところをもって請求が出てしまうことに関しては、ちょっとハードルが低いのかないかと思ひおまして、500分の1のままでいくというところで、意見を修正させていただければと思います。

あと、事前の提出のところで認識が漏れていたんですけれども、議員3人以上の調査の請求がなくなるという認識が当会派ではちょっとなくて、ここは、議員の調査3名を残すほうが適切ではないかというふうに考えております。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 当会派といたしましては、まず、市民の数に関しては50名以上で提案させていただいております。こちらは、今まで市民からの調査というのは非常にハードルが高くて、現実的に不可能な人数なのではなかったのではと思ひしております。また昨今、50名がいいのか100名がいいのかという議論もあるかと思うんですけれども、私は少ないほうが実効性があるのかないかと思ひしております。例えば今回の調査によって、議員3名以上の同意であれば、例えば議員に政治的な形で乱用されてしまう可能性もあるため、あくまでも市民からの請求というほうが、この条例の趣旨にのっとっているのかないかというふうに思ひます。

また、100名なのか50名なのかについては、議論の余地があるかないかと思ひますが、現状の人数より少なくするというのが望ましいのではないかと思ひます。

正直に言うと、50名以上であつたとしても、住所も書かなければいけないですし、かなりハードルは高いと思ひているんです。なので、決して低い数字ではない50名と記載したつもりではあるんですけれども、100名のほうがいいのではないかという議論もありますので、そこは皆さんと議論して決められればなと思ひます。

○吉田武司委員長 あと議員の3名については、なくしたほうがいいのかということですか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 おっしゃるとおりです。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 やることは、ハードル云々よりも、これは申立てを受けた議員の名誉にも関わることなので、やはりその辺はきちんとした縛りをかけておく必要があると。6万5,000人を有権者とした場合、500分の1でも、有権者で考えれば130人ぐらいで、決して高い数字ではないし、署名をして求めると言っても、やはり責任が伴う内容であるということを考えれば、実効性云々というよりも、やはりこの条例の内容を考えて検討していく必要があるのではないかと。直接請求を見ても、やはりその辺については人数要件というのは相当高いものにもなっていて、特に議員の解職だとかについては高い要件になっているので、安易に低くする必要はないと考えます。500分の1でも130人ですので、500分の1ならば500分の1、実際に条例制定では50分の1というふうにもなっているの、500分の1でも相当低く、要件を低く規定することになるのではないかと思います。

あと、3人のところですけども、これも恣意的というか、そういうことはない想定して、実際議員のほうも、もし虚偽等があったりした場合や、結果においては議員のほうも責任を負うということで、請願というのもあることを考えると、議員を入れるのも一つの考えだというふうにも考えます。

○吉田武司委員長 事務局長、これは選挙管理委員会に確認はされているんですか。署名を100人以上と500人分の1で署名が来たときには、選挙管理委員会でその住民かどうかを確認してもらおうというのがあったかと思うんですけども、その辺の確認は取れていますか。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 申し訳ございません。その確認は取れていないです。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 そこはでも、選挙人名簿を基準にする形で公開されているものなので、作業自体誰がやるかというところは役割分担の話かなと思うんですが、選挙人名簿ベースでよろしいのではないかなと考えます。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 選挙人名簿登録の名簿は、そういう法定外での安易な利用ということは想定されていないので、よその自治体の事例の条例を見ても、あくまでも選挙管理委員会に確認を取ってもらおうと。ほかの直接請求においても選挙管理委員会に確認をしようという手続をしているので、それを踏まえて、ここでは協力を求めることができるということで、向こう側と調整して、最終的には協力をしていただくという形の書き方にしているということです。

なおかつ、やはり市民がやるということを前提にしているので、きちんと市民かどうかということを確認する手立てということでいくと、有権者の名簿になるということで、選挙管理委員会に協力していただくという書き方にして、確実性を担保すると。ほかの直接請求と同じ仕組みにしています。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 まず、現状のだと、500分の1というパターンと、100名以上というパターン

と、50名以上というパターンあるかと思うんです。数が決まっている、100名以上、50名以上であれば、運用的には必ずこの人数があればできるというのは決まると思うんですけれども、500分の1だと、人口がどんどん上昇していったり減っていったりする場合に、数も変わってくるのが想定されます。そこら辺が運用としてできるのかどうかというのが、ちょっと私としては疑問でありまして、例えば条例をつくった後に、変な話合併が仮にあったとしたときに、すごく人口が増えてしまったりとかしたときには、また変わってきてしまうかもしれないですし、そういうことも想定すると、人数を何名という形で定めるほうが、運用しやすいのではないかなと思うんですけれども、も、そこら辺はいかがでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 合併したらというのは、仮の話なので、その際は、新自治体、地方公共団体ができるので、この条例の扱いも当然その中で議論されていくことになるのかなと。ただ、人数ではなくて500分の1とするならば、逆に言うと、有権者数の上下であっても一定の水準が保てると。仮に有権者数が減った場合の100人云々でいくと、逆に言うと、ハードルは高くなる。有権者数が増えた場合の100人というのは、逆にハードルが低くなるということとは関係なくて、定数的に100人ならば、有権者数の上下関係なしで100人は100人なので、これは定数ということで定まる数ですけれども、あくまでも、やはり求める人の500分の1というのは、一定程度の人数を求めて請求をしていただくということになるということで、500分の1でいいのではないかなと、直接請求関係についても、3分1云々ということで定められているので、その辺の懸念はないのかなと考えます。

○吉田武司委員長 これ500分の1とかにした場合には、様式とか届出のときに、届出日時点の人数、有権者数の500分の1というふうに入れたり、そういうふうに入れなくてはいけないんですよ。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 やはり、運用のところがすごく難しいのかなというふうに思うんです。例えば今、仮に選挙人名簿の名簿を使って人数を確定しようとしたとしても、それは提出時点の人数ではなくて、多分3か月ごとに切り替わっているんです。なので、現実的にその日の有権者数というのを把握するのは、かなりハードルがあるのではないかと。運用上は結構大変なのではないかなと思います。

直接請求権における解職とかリコールとかの部分については、あれは全ての自治体で適用される法律なので、明確に人数を定めることが困難であると思うんですけれども、逆に条例であれば、この市で使われるということが分かっているので、人数で固定したほうが実務的にも運用がしやすいのではないかと思います。様式とかもつくりやすいと思いますので、私としては人数で固定したほうがいいのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 ここまでのお話を伺って、500分の1が現時点で130名程度ということが、

100人であればあまり乖離がないかなというところと、鎌田委員のおっしゃるとおり、プロセスとして、母数を把握しにいくというのが、なかなか作業として困難を来す可能性があることを考えると、実数で入れるほうがいいのかというふうに感じました。そこが100名、50名というところに関しては、ちょっと皆さんの意見ももう一度伺いたいところです。

○吉田武司委員長 先ほど内田委員については、500分の1というふうなことがあったんですけども、それを定数で100人ということではよろしいですか。

内田委員。

○内田あや委員 おっしゃるとおりです。

あともう一点なんですけれども、これの1行目に行為規範と記載されていますが、ここは政治倫理基準という形に統一になるかと思うので、ここの点は修正になるかと思います。

○吉田武司委員長 この1行目の行為規範を政治倫理基準ですね。

菅原委員。

○菅原満委員 先ほど有権者数のことで6万5,000人と言ったのは仮の話ですので、修正でお願いいたします。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会としても、50名以上というふうに一回提案したんですけども、やはり100名以上というところと、あと議員の3名のところはやはり削除したほうがいいという意見が出ましたので、議員の3名というのは、このまま削除のままでということでもいいと思っております。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 500分の1以上ということで、やはり人口が大幅に変化するということを想定すると、どんなに人口が変わっても、平等性というか率というほうがいいのかは考えていたんですけども、今いろいろ皆様の御意見をお聞きしまして、ちょっと人数というふうにしてもいいのかというふうに考えました。50名が妥当なのか、100名は壁が高いのかというところは、本当に難しい議論だと思うんですけども、捉え方によっては、50名というのはちょっとハードルが低いのかなというふうにも考えられると思いますので、人数でするのであれば、100名以上というところでもいいのではないかとこのようにちょっと考えております。

あと、議員の3名以上というところは削除でいいと考えます。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 皆様の御意見を踏まえまして、議員3名以上を削除ということは、申請の観点でのものだと思いますので、当会派も同意いたします。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 率でいくと、計算だとか確認の件もあるので、最終的には100名で、議員3名

というのは、削除でもやむを得ないのかなと考えます。

○吉田武司委員長 それでは、第7条については、100名以上で、議員の3名というところは、そのまま削除ということにいたします。

また、1行目の行為規範のところにつきましては、政治倫理基準に違反するというところに変更をいたします。

第7条の1項についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、1項については、そのようにさせていただきます。

次に、2項について御意見をお願いします。

内田委員。

○内田あや委員 当会派に関しましては、この記載内容で賛同いたします。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 当会派もいいと思っております。

○吉田武司委員長 ほかに御意見ございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、2項については、この条文でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

続きまして、第3項、第4項についてお願いいたします。

内田委員。

○内田あや委員 当会派は2、3、4全て賛同いたします。

○吉田武司委員長 第3項、第4項についてもこの条文でよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それではそのようにいたします。

次に、第8条についてお願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私たちの会派については、第8条については、この内容でよろしいと思っております。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 当会派もこの内容で異論ございません。

○吉田武司委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、第8条については、この内容の条文でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決しました。

次に、第2項についてはいかがでしょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 我々の会派としては、まず、何名という記載にした場合だと、適切な人数、必要な学識の有識者でしたり、そういった方の人数というのは、その事案ごとに変わると思うんです。なので、そういった案件に対しても対応できる人数で行ったほうがいいのかと思います。まして、5名以内というふうに記載しました。

基本的には、その5名全員がいなければ開催できないとなってしまうと運用的にも難しいと思いますので、少し幅を持たせた形のほうが運用上よろしいのではないかなというふうに思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 基本的には、弁護士なり法曹関係、あと学識の方3名で構成して、3名の方の日程を調整して出席いただき、審査していただくという形を取っていくことが、一番日程調整も含めて行いやすいのではないかなということでもあります。

その関係から、学識経験者を含めて3名ということのほうがいいのかということで、提案いたします。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 委員5名以内というのは私も賛成なんですけど、その中で、例えば次の各号にかける委員をもって組織するという形で、例えば地方行政に関して知識・経験を有する者が1人だとか、弁護士が1人だとか、具体的に人数を書いていったほうが、より分かりやすくいいのかなと感じましたが、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 まず、その1人1人の誰を当てるかということを明確にするということ、例えばリスクとしては、案件ごとによって全く違う性質のことがあり得るということもありますので、案件ごとに必要な知識、経験は変わってくることも考えると、ある程度幅を持たせたほうがいいのかと思います。

また、誰か1人入れなければいけないとすると、その人の日程が必ず合わなければ開催できないということになってしまうこともありますので、運用上のハードルが少し上がるかなと思います。なので、その部分を補う形で何が記載されているかということ、多分議長が議会の同意を得て任命するというふうに、最後議会の同意を得なければ任命できないようになっていますので、だから、そのときに、例えばこういう人がいいのではないかと、そういうことを御意見いただいて、議長が任命する形式を取るというので、運用上はいいのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 ここでやはり気になっていたのは、適任者が確保できないケースであったり、あとは大事なことでありながらも、予算の関係であったりというところが危惧されるかなと

思っておりました。そういった意味でも、5名以内で幅を持たせることに関しては、今までの議論を伺って同意いたします。極論1名とか2名になるときは、議会の同意を得るということであれば、実運営上は多分避けられるのかなとは思っておりますので、その点も含めて、この記載内容でよろしいのではないかと考えました。

○吉田武司委員長 今、3名の場合は、日程調整がしやすく3名というふうな意見が出ているのと、5名以内というところがあるんですけども、5名以内というところで、3名になる場合、5名になる場合、4名になる場合というのはあると思います。3名というふうに表記するのか、5名以内にするのかというところなんですけれども、その点菅原委員いかがでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 その都度人数が動くということは、私としては避けたほうがいいと。3名なら3名、弁護士、あと学識経験者3名とか、法曹、あるいは学識経験者の方で3名の方をお願いして、3名の方で審査会を運営していただくということのほうが現実的ではないかというふうに考えます。いずれにしろ、5名以内としても、その都度人数が動くのかということと、あとやはり予算の関係もあるので、その都度動くということがないようにして、3名なら3名というふうに決めたほうがいいと考えます。

○吉田武司委員長 これ3名というふうに決めてしまうと、今弁護士、法曹関係、大学教授というふうになっていて、その3名になってしまう場合もあるし、案件によっては、先ほど鎌田委員がおっしゃっていたように、人数が少ない、多いというところもあって、また市民の方も入れなくてはいけない場合も出てくるのかなというふうに思うんですけども、その点いかがでしょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私は、今のこの条文を見ると、少なくとも市民は想定されていないのではないかなというふうに思います。いわゆる基本的には有識者を想定したものになっているので、そこは現実的には学識経験を有する委員5名以内というふうになっていますから、その検討は必要ないのかなと思います。ただ、5名か3名かとか、5名以内なのかというところは、一定議論が必要かなと思います。

今、この原文のところで消されている部分もあるんですけども、例えば弁護士その他の法曹関係者、大学教授とか、公認会計士、税理士とか、今挙がっている職種だけでも4職種挙がっているわけです。なので、必要な職種の方というのが、本当に3名で収まるのかどうかを考えなければいけないところかなというふうに思います。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 私も、今鎌田委員が言われたように、3名で収まるのかなと思い、5名以内というふうに提案したところなんですけれども、その事案によって、本当に様々考えられると思います。今この赤字で、弁護士その他の法曹関係者、大学教授等の学識関係者というふうに

していますので、場合によっては、法曹関係者だけで、3名なり、5名なりと案件によっては考えられますし、一応議長が議会の同意を得て任命するというふうな文もありますので、その都度どういった方、どういう学識経験者なのかを選んでいくというような幅を持たせることも、意味があると思いますので、5名以内がいいのではないかと思います。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 先ほど委員長がおっしゃっていた、市民を加える場合があるかというところで、鎌田委員が、市民を加えることはまずないのかなというような御意見でしたけれども、実際立川市の政治倫理審査条例では、市民が2人以内とか議員が2人以内とか、具体的にやはり書かれているんです。外部委員として、学識経験者の場合と市民を含む場合ということも具体的に示されていますし、やはり公募の市民を加えることで、中立性と透明性を同時に確保できるのではないかと思います。市民を入れるということも考えていくべきではないかと感じております。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 私も松永靖恵委員外議員の意見に近いんですが、ケースによっては、やはり議員であったり、市民の知見を入れるべき案件も、なくはないのではないかなと思います。その点も踏まえて、やはり5名以内という形で幅を持たせていく運用がいいのではないかと考えます。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 市民の方を入れるという議論もあるんですけども、誰を選ぶのが非常に難しいなと思ひまして、例えばいろいろな政治の思想を持った市民の方々もいらっしゃいますし、そういった中で、例えば当該条例、審査会にかけられた人に対して、いろいろな思いを持って来られる方が来られるのをどういうふうに考えるかということだと思います。

私としては、そういったものから一旦離れて、専門家のほうで決めていただくというほうが、私としてはいいなと思ひていまして、あくまでも、しっかりとエビデンスと事実と客観的なものに基づいて、できる限り行っていくという意味では、学識経験者のみで構成されるほうがいいのではないかと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 基本的にメンバーは、専門性を持った方、事実関係をきちんと条例にのっとって判断するということがあるので、法令なり何なりの専門性を持った方に審査をしていただくということが前提になるということで、弁護士、学識経験者で3名の方で審査していただくということで、3名で、議長が議会の同意を得て任命するという形でいいのではないかなというふうに、先ほど来申し上げております。

学識経験を有する委員3名、弁護士、学識経験者ということで、議長が議会の同意をもって任命するということがいいのではないかと考えます。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 これ「or」という記載にさせていただいていますが、前者の記載にするのか後方で定めるのかというところは、意見が分かれているところかと思っております。一応今確認でした、すみません。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 弁護士その他の法曹関係者というのは、具体的にどういうものを指すのか、確認させていただいていいでしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私は、弁護士その他の法則関係者は、基本的には弁護士を想定したんですけれども、それに関わる、例えば検事の方や裁判官の方だったり、そういった方も含めた議論があるのではないかと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 判事、検事の方は、こういったことに携われるんでしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 あくまでも一例だと思いますので、もし、それが難しいのであれば、記載として外していただくというのも議論の一つかなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 提案者のほうで確認していただければと思います。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 今の話の中で、私たちの会派では、5名以内というふうに提案をさせていただいたんですけれども、弁護士その他の法曹関係、大学教授等の学識経験者等を入れて5名以内で組織するという、等を入れていただければ、場合によっては市民の方もここに入ることができるというふうにもなるのかなと考えますので、そのような条文にしたほうがいいのかというふうにも思っております。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

その前に、3名に絞るか5名以内にするかというところなんですけれども。

内田委員。

○内田あや委員 ちょっと菅原委員への質問になってしまうんですけれども、3名ではなく5名にすることへの懸念みたいなところを、もう一度伺ってもよろしいですか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 先ほど来から申し上げており、基本的には学識経験者、弁護士の方も含めてですけれども、その3名の方をまず選ばなくてはならないと。その後了承を取って選任していく。議会で議長が同意をもって任命して、その後審査に当たっていただくということを考えれば、3名で、5名以内でほかの方もという、大体学識経験者の中に少なくとも弁護士も含まれるわけで、弁護士その他学識経験者を含めて3名というか、全体で3名をもって組織し、

議長が議会の同意をもって任命すると。その審査会を実際に運営していかななくてはならないということも考えていくと、3名の方が必ず集まって審査会を開いていただくということが必要になってくるのかなということで、和光市のほかの審査会を見ても、学識3名というふうにもなっているところもありますし、3名でやっていただくと。

5名以内ということで、その都度人数が動くということも避けたほうがいいという考えです。なぜならば、やはり案件ごとということではなくて、あくまで政治倫理基準に抵触したか、しないかを確認して審査していくということなので、3名でやっていただくということによろしいのではないかと思います。あとは予算面もきちんと裏づけを持って進めていかなければならないということがあるならば、3名ということでもいいのではないかと思います。

あくまでも、これは独立かつ専門性をもって公正・中立・客観的に進めていっていただくということなので、弁護士、また学識経験者の方で、利害関係を有しない方にやっていただくということが一番望ましいのではないかと思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 御説明いただきましてありがとうございました。

5名以内でも3名ということは運用上は取れるのかなとは、引き続き考えてはおりますが、実際の運営上3名で固定するということに大きな異論を持っているわけではございませんで、市民であったり議員を入れる可能性もということ、先ほど申し上げましたが、ケースとしては、かなりレアなケースかなとは考えています。ただ、こういった事案が起きてくるか分からない中で、やはりその可能性はゼロではないのかなと引き続き思っておりますが、今菅原委員の御説明も改めて伺いまして、条例に違反しているかどうかに焦点を絞って審査すべきだということ、審査会としては必要な視点かなということも理解いたしました。3名と固定するということに関して、結論として異論を持っているものではございません。ありがとうございました。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前10時29分 休憩）

再開します。（午前10時40分 再開）

引き続き第8条の第2項についてお願いをいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 弁護士、その他の法曹関係者という、法曹関係者というふうに書きましたけれども、あくまでも基本的には弁護士のことを考えておりますので、その他の関係者というのは、記載が不備があれば削除していただければと思います。

○吉田武司委員長 法曹関係者というところを、その他関係者というふうに訂正するということによろしいですか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 単純に弁護士というふうに記載するというので、その他の法曹関係者のところについては削除するというので構いません。

○吉田武司委員長 今そのような修正が出ました。皆さん御意見ございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

この部分についてはそのように削除するということによろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたしたいと思います。

あと、3名にするか5名以内とするかというところなんですけれども、引き続き協議をしていただければと思います。

菅原委員。

○菅原満委員 5名以内だと、その都度5名か4名か3名と動くわけで、それを何名にするかというのを考えなくてはいけないということになってくるので、それを考えるならば、やはり機械的だけでも、弁護士、学識経験者3名をもって組織しということのほうが、運用上一番適切なのではないかと考えます。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 一番、人数もそうなんですけれども、事案によって必要な職種が変わってしまう可能性もあるというところが、まず1点目と、あと3名とする根拠もちょっと私には分からなくて、適切な人数が3名ですというのが、もう決まっているのであれば3名でいいと思うんですけれども、それがまだ分からない中で機械的に決めてしまって、事案によって後から、いや、これ本当は弁護士もう少し必要だったよと、本当は2名必要だったねというふうになったときに、それが対応できなくなるということについて、どう考えるかということだと思います。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 確かに案件によっては、3名以内というよりは、幅を持たせておいて5名以内としておいて、例えば3名であるかもしれないし、そこはちょっと、それこそ弁護士なり、大学教授なり、いろいろな方が沢山入ると、3名だと少し物足りないのかなという気はします。

先ほど弁護士その他の法曹関係者の部分を削除というところだったんですが、改めて弁護士、大学教授等の組織経験者等というのは、委員長のおっしゃるとおり入れておいたほうがいいかと思います。なので、5名以内というのが私はいいのかなと感じております。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 繰り返しですけれども、3名というところの蓋然性が現時点で分からない中で、一旦この5名以内としておくほうがいいのかなというところは思いました。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 案件で何名になるか分からないという場合の、その案件の内容で人数を決めるのはどこでやることになるんでしょう。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的には議長が任命する形になりますけれども、議会の同意を得て任命す

る形になるので、議会で検討するところになるのではないかなと思います。その中においては、どういうふうに中立性を担保していくかというところで、人数等を検討していく必要があるのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 その際の判断基準というのは、議長が、この案件は弁護士2名、学識2名、ほかのさらに学識経験者、大学教授なりで5名にしましょうとか、案件によってその都度議長が判断するということになると、内容そのものについても踏み込む可能性もあるわけですね。その辺について、議長は、どういうふうに判断して人数を決めるのかということが出てくるのではないですかね。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 まず、どういう職種の人が必要になるかというところは、やはり案件によって変わってくるというのは事実だと思います。ただ、予算の都合上とかを検討して、実務的に3名とするという運用は一定ありなのかなというふうに思いますので、そこは3名にしても問題ないかなと思います。

ただ、それが例えば本当はこの人が入れるべきだったとかという議論は必ずつきまとうてしまったりとか、例えばこの職種は必要だから入れてくれとか、そういうふうな議論があった際には対応できなくなるというリスク、これだけはあるのかなというふうに思いますので、そこは皆さんと議論して決められればなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 審査会は、あくまでその条例の中の基準に基づいてどうかということ来判断していく内容であって、審査委員会に入る委員を決める際に、この案件は5名がいいとか3名がいい、これは弁護士、学識経験者2人がいいとかというふうな判断を、最終的には議長がすることになるわけですね。その辺についてどう考えて理解したらいいんですか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 5名以内としたところについては、そもそも当初上がってきたときには、ハラスメントだったりいろいろな案件が想定されるような条例案になるところだったわけですね。その中で人数を絞って決めるのは、非常に脆弱性があるだろうということもあって、5名以内というふうにしました。

それを例えば今回のように、請負の部分に絞って決めるというふうな形にするのであれば、それは事実上3名とかでもできる部分はあると思いますので、それは条例の内容だったり、その起こってきた事案によって検討すべき内容かなというふうに思います。

請負だけで、請負契約の違反とかそういったものを条例の趣旨にのっとった運用だけでやるのであれば、3名でもできるかなとは思いますが、それは実務上の運営上でやっていくべき案件かなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 請負だけに絞るとするのは、何を指して言われているのでしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 例えばいわゆる政治倫理審査会で、当初の条例案に基づいて審査するのかというところの話ですね。今の基準が、例えばハラスメントだったり、いろいろなSNSの話とかも出ましたけれども、それは今回の条例案に入れませんというふうな形で一定議論としては終着したので、人数について、例えば幅を持たせるという議論をしないで、3名にするというのも一つの案だと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 案件があつてやるので、やること自体については変わっていないわけで、政治倫理条例に抵触するかしないかを審査していただくことなので、幅広くというか、あくまでやる案件は、何件も抵触する場合もあるでしょうけれども、基本的にはこの倫理条例の基準に基づいてやるわけなので、内容が、当初案から変わってきたとか、変わってきていないとかということとは関係ないのではないかなと。

もう一つは、人数と予算の関係はと言いますけれども、やはり審査会を運用していかなくてはいけないということと、人数に幅を持たせることについて、やはり最終的には先ほど来からのでいくと、この案件は人数が必要だったかもしれませんねとかの話があるとすると、人数を決める場合には、議長が案件の内容を斟酌して人数を決めていかざるを得なくなってしまうことを考えれば、やはり政治倫理審査会に申立てが来て、それが抵触するかどうか、弁護士、学識経験者3名に機械的にお願いをすると。ただ、お願いするに当たって、受けていただく方を決めなくてはいけないわけですから、その議会の手続を経て、決めていくということになるので、そういったことで、やはり3名で固定していくのが一番適切なのではないですかと考えているわけで、さっきのでいくと、絞るんだったら3名でもいいでしょうというような趣旨の発言だったのかどうか、その辺のちょっと理解が、発言の内容が変わってきた感じもするので、私は終始一貫してその観点からお話させていただいているということです。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 難しいですね。最初の新しい風・希望の案ですと、委員について7名で出されていますよね。なので、いろいろな人の意見が、例えばこの案件だったらこれぐらい必要だとかというのも違うと思うんですよ。なので、幅を持たせたほうがいいのではないかなというのが基本的な私の考えです。

ただ、例えばそれが、人数について、議長が決めるのに負担があるとか、あとはどの職種を都度考えなければいけないという運用上の課題があると言うんだったら、3名にするということも一つの意見だというふうに思っています。ただ、私が一貫して言っているのは、5人以内のほうが、案件によってもそうですし、どの職種を入れるかということも含めて、時代によって求められる議論も変わってくるかもしれないですから、そういった意味で、幅を持たせたほうが運用上いいのではないかなというふうには思っております。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 議長の負担ということではなく、客観性をもって決めていかななくてはいけないということで、議長が判断する客観的な基準、この内容だから4名にしました、3名にしました、5名にしましたとなると、その判断はどこに基づいてやったんですかということが、一つ必要になってくるのではないかと考えます。

それから、6月19日に最終的に協議していきましょうという内容のところでは、当会派のほうは3名をもって組織するというで提案させていただいています。やはり最初から言っているとおりの内容です。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 先ほど客観的な指標を持って人数を決めなければいけないというふうな話がありましたけれども、3名にする客観的な理由というの、現時点で私は分からないところです。人数を決め打ちしなければいけないとなったので、例えば3名のほうがいいのではないかと、5名のほうがいいのではないかと、もしくは職種で、今書いてある欄の中では4職種書いてありますから、4名のほうがいいのではないかと、いろいろな議論があるかと思いますが、客観的にこの人数が妥当であるという判断は、今の段階では困難ではないかと思いますが、なので、事案が発生してから、一定数検討するというのが合理的なのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 様々な御意見を聞いている中で、本来ならむしろ、人数はもう本当にたくさんの意見を聞いて、今協議しているように、本当にたくさんの意見がありますので、むしろ7名で行えるものであれば7名でもいいのかなと思います。ですので、私は3名にするという理由が分からないんですけれども、5名にしておいて、その中でやはり、予算的なこととか日数的な限りもありますので、その中でむしろ、いろいろその都度絞っていきながら5名を挙げられれば、いろいろな知見を持っている方を挙げて、それで、むしろ条件を検討する中で、絞られて3名になるというのならば分かりますが、むしろ5名ぐらいが妥当なのではないかと思いますが、私は、5名以内というところが、やはり、今協議する中でも、意見があるということは自然な流れですし、今本当に多様性もあって、様々な意見があるということがありますので、いろいろな角度の有識者が必要だと思いますので、5名以内がいいのではないかと思います。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 3名以内、5名以内、それぞれメリット・デメリットがあると思うんです。例えば3名となった場合、例えばスケジュールとかを組むときには、すごくスピーディーにできると思うんですが、例えば意見とかを聞いたときに、万が一、1人が欠席をした場合に、2人の意見が合わなかったときはどうするのかという懸念もあります。私は5名以内で進めたいと思っているんですが、5名のほうが意見の偏りもなくなる。公平性と透明性を保つのであれば、要するにいろいろな意見が出た上で決められるので、5名以内がいいかと私は感じ

ております。

○吉田武司委員長　今いろいろな御意見をいただきましたけれども、3名というところも理解ができるというお話もありました。例えばこれ5名以内とする。ただし原則は3名とするというふうに文面を少し変えろとか、5名以内という方が多いんですけども、3名というのも分かるよねという意見が出ていると思うんで、ここら辺をうまく調整できたらなと思うんですけども。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員　今この議論を進める中で、現行は7人で進めていますけれども、やはり意見が様々分かれる中で、3名というのが妥当なんでしょうか。

○吉田武司委員長　菅原委員。

○菅原満委員　先ほど来申し上げているとおり、何名かという絶対的なものはないけれども、基本的に、公平・公正・客観的に、かつ3人が必ずそろって協議してもらおうと。最終的には3名一致の結論が望ましいわけですけども、2対1ということもあるのかもしれませんが。ただ、最終的には全員一致が望ましいわけで、これに基づいて、第三者委員会というののほかでも設置されているのかなというふうに理解しております。

やはり集まって審査してもらおうということが前提、かつ、いろいろな意見ではなくて、客観的に、これが政治倫理基準に、政治倫理条例から見てどうかというのを判断していただく審査会であって、いろいろな意見をお願いして述べていただく審査会ではないわけで、あくまでも条例に基づいて、客観的・公正・中立で判断をしてもらう組織を構成していただくということの観点で、3名で審査を尽くしていただく。弁護士、また学識経験者、専門家の方でやっていただくという趣旨で申し上げているので、やはり多ければとなっていくと、会議を開く場合に、欠席者がいるというのは、やはり倫理条例の審査ということから考えると、それは避けたほうがいいわけで、そうならば3名ということが適切なのではないかということです。それが理由です。

○吉田武司委員長　鎌田委員。

○鎌田泰春委員　私も倫理審査会出てみましたけれども、必ずしもこの条例に違反するかしなにかという意見が、審査するから、少ない人数でも意見が分かれずに決まるかということ、決してそうではなかったなというふうに、やってみて思ったところです。あのときも、実際7名でやったんですけども、そこでも様々な意見が出て、活発な議論になったなというふうに思います。実体験としては、一定人数いたほうが偏りがなくできるのではないかなというふうには思いますが、それも含めて案件によると思うんです。案件によって、どういった人数配置がいいのかというのは、現時点で3名だったらできるというのも私は言い難いと思いますので、ある程度幅を持たせるというのがいいのではないかなと思います。

○吉田武司委員長　内田委員。

○内田あや委員　ちょっと平行線かなというふうに感じております。委員長が先ほどおっしゃ

っていただいた原則3名という形は折衷案かなとも思っています。当会派はその委員長の案で賛同いたします。

○吉田武司委員長 待鳥副議長。

○待鳥美光副議長 例えば5名というふうにした場合、どういう立場の人を5名充てるのかとか、あるいは今回、これまでは請求を受けてから10日以内というのがありましたけれども、第三者になるということで、その10日以内というのが外れていますよね。しかも議会の同意を取ってから任命するということなので、結構時間かかると思うんです。その前に、その専門的な知識のある5名を専任というか選んで、そして、議長が議会に諮って設置するとなると、相当な日数がかかるのかなというふうには思っていて、実質的にその5名の学識を選んで、そして、そこに予算を充ててということが、どのくらいの期間を見ればできるのかとか、請求があってから1年も経ってから設置というのは、ちょっとどうなのかなというふうに思うので、その辺の現実的な実務的な手続について、ちょっと事務局の御意見を伺いたいんですけれども。

○吉田武司委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 実務的なところで言わせていただきますと、3名、5名ありますけれども、どちらにしても、最初から探していかなくてはいけないというところで、かなり時間はかかると思います。ただ、やはり人数が少ないほうが当然実務的には早く進められるということは想定されますので、案件によると思うんですけれども、やはり事務局としては、人数は少ないほうが進みやすいのかなというところは感じております。

○吉田武司委員長 この設置について、10日以内に設置するというふうになっていて、私もこの設置に以前携わったんですけれども、取りあえず議長が、その申出をもらって10日以内にやりますという設置をしたりして、そこで議員7人が任命されたんですけれども、その議員の中で話をしているところで、やはりこの案件を進めていくのに、弁護士を入れたほうがいいということで、弁護士が決定するまでも二、三か月かかったというのがあるんですけれども、やはり今回、3名にしても、5名以内にしても、それくらいの時間はかかるのかなというふうには認識しています。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今の実務的な話を検討したときに、そもそも3名すら選ぶことが大変なのではないかというところもあると思うんですよ。なので、実際やるとしたらそういうふうに人数をカチッと決めてしまうと、本当に例えば2人決めるのにも一年かかってしまいますとかだと、すごく難しいのかなというふうにも思いますので、一定数幅を持たせるというのが議論としてあってもいいのかなと思います。

ただ、それを実務上例えばほかの審査会とかで、もう事前に3名を決めておいて、どんな案件が来たとしても、この人たちに頼むというふうにやってしまうのか。そうすると、本当に今の倫理審査基準で適切なかどうかとかも、また議論が戻ってしまう可能性もあるんですけれども、そういうふうに委員をちゃんとその前から設定しておくという議論もあってもいいのか

なとは思いますが。

今挙げられているだけでも、政治倫理基準第4条が、項目として削除されたものもありますけれども、4項目あるんですね。寄附とか、あとは契約の不当な介入とか、人事もありますよね。それが、決め打ちで最初からこの人にしてもいいというふうに、運用上できる内容なのかどうかというのは議論が必要かなと思います。また戻ってしまう可能性もあるんですけれども、そういうふうになってしまうのかなと思います。なので、ある程度運用上としては決め打ちになってしまうかもしれないですけども、現時点でやれることとしては、少ない人数でも審査できる体制をつくっておくのか、幅を持たせておくのかという議論かなと思います。

○吉田武司委員長 今年度の弁護士については、相談できる方は決まっているので、すぐに弁護士は確定できると思うんですけども、その他2名というのも、なかなか決まりづらいというのがあるし、先ほども申しましたけれども、案件によっては、市民の方も入れなくてはいけないのかなというところも出てくるのかなと、条例に沿っての違反等のことについてだから、市民は要らないというのものもあるかもしれないんですけども、あと、ほかの関係者というところも必要になってくるのかなというのがあるので、できれば有識者等、弁護士、大学教授等5名以内とし、原則3名で構成するとかというふうに、少し幅を持たして入れていったほうがいいのかというふうにも感じています。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私としては、その原則3名で5名以内とかという記載でもいいのかなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 私には、原則3名で5名以内という書き方ができるのかどうかというのは今判断できないです。

法令上それがなじむのかどうかというのが判断できないのと、もう一つは、やはり中立・客観・公正、かつ専門性を持って判断してもらうということで、考え方を伺う審査会ではなくて、判断してもらうという審査会だということを念頭に、人選は進めていく必要があるということは改めて申し上げます。

○吉田武司委員長 前回の審査会のときに、議員7名で進めていたんですけども、その中で、今後どういう案件が上がってくるか分からないんですけども、議員7名でこれをやるというのはおかしいよねという話と、やはりそういう専門性のある方がいたほうがいいのかというところと、場合によっては市民の方も入れたほうがいいのかというような意見とかも出ていて、これ議員7名というのは、議員だけでやるのはおかしいよという話が結構あったというのがあって、こういうところも変えなくてはいけないんだろうなということがありました。その審査会のときに、これも基準を変えなくてはいけないというところで、変える方向になったんですけども、5名以内、原則3名とするという表記ができるかできないかというところは、これは法曹関係の人に相談しないといけないということですかね。向こうの法務のところとかになりま

すか。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 今委員長が言われていた原則とか入れる話、そこは確かに法務の方に確認しなくてはいけないんですけれども、委員会条例の中の議会運営委員会の設置の項目で、議会運営委員会の委員の定数は8人とする。ただし議会の議決により臨時にその定数を増減することができるという項目があるんです。なので、こういうような書き方も但し書きというのも考えられるのかなというところはありますけれども、まずいずれにしろ法務のほうには確認しなくてはいけないと思います。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 あと、ちょっと一点思ったのは、5名以内という場合は1名でもいいということになるかと思うんですけれども、今1人弁護士の方、その方だけに伺ってもいいというようなこともあり得るのでしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 5名以内と私も記載したので、現時点で言うと、議会の同意を得て、それが本当に全員が1名でもいいとなったとしたら、実務上はできるようになっていると思うんです。ただ、それは中立性がどうなのかなとかという議論がある中で、ある程度決まっていくものだと思いますので、そういった意味でも、現実的にはハードルはありますけれども、理論上はできるというぐらいだと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 やはり審査会なので、1名は想定されないという理解のほうが適切だと考えます。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 先ほど来のところ、事務局に確認していただくという流れで一旦進めていただくのがいいのかなと思いました。原則3名で増減可能というところでいかがでしょうか。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 すみません、増減有りという書き方よりは、もう最初から5名以内と書いてあったほうが但し書きをしなくていいのかなと、議論が今5名なのか3名なのかでちょっと止まっている状況なんですけど、但し書きをするのであれば、もう最初から5名以内としたほうがいいのかと感じます。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的には、表記としてどうするのかというところも、今のお話も含めてお聞きいただくという形でいかがでしょうか。

○吉田武司委員長 このところについては5名以内、委員を増減できるとかというところを法務に確認していただくということによろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 今のところは、原則3人という文言を入れても大丈夫かという確認でよろしいでしょうか。

○吉田武司委員長 それとあと委員を増減できるかどうかを確認していただければと思います。
亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 分かりました。

○吉田武司委員長 あと、大学、学識経験者5名以内というところで、そこで等を入れるかというところは、皆さん等は入れるということによろしいんですか。

小嶋議長。

○小嶋智子議長 今この大学教授の後ろにも等が入っているんですけど、この後にもまた等を入れるという意味になりますでしょうか。

2つ等を入れるのかどうかというところと、前回の第4条のところで、これ等を入れるに当たっては、規定できちんと規定する必要があるという話もありましたので、それについては規定でやっていくということでもいいのかどうかの確認だけお願いします。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 その等を入れていいかどうかという判断も、多分ちゃんと法務のほうに確認をしていただいたほうがいいかなとは思ってまして、先ほど等という記載があった場合に全て例示しなければいけないのかというところ、ちょっと私も調べてみたんですけども、必ずしも等を入れたときに、必ず全て限定列举で、この職種でなければ駄目だというふうな解釈ではなく、あくまでもここに書いてあるものが例示的な機能を持つというような法令もあるんです。なので、必ずしもそれが全てだと思わないので、ちょっと法務のほうに確認をしていただいたほうがいいかなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 審査会は弁護士、あと学識経験者等5名以内をもって組織しということで、大学教授が学識経験者に入るのではないかなと理解するので、弁護士、学識経験者等を入れるんだったら等5名以内をもって組織し、議会が議会の同意をもって任命する。もってはひらがなになりますけれども。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今の等の入れる部分が学識経験者等となったときに、これは、先ほどあった議論では、市民も含まれるのか。私は、この記載だと、学識経験者等とあれば、そこには市民は含まれないのかなという理解なんですけれども、そこら辺はどういう意図で等があったのかという点をお聞きしたいなと思ったんですけども。

○吉田武司委員長 ここの部分は、行政のいろいろな募集のところにも、このような表記がしてあるんですよ。学識経験者等と。

待鳥副議長。

○待鳥美光副議長 今、市民という中で言っているのは、一般市民を指しているんですよね。市民の中でももちろん学識経験がある方はいらっしゃるって、そういう方の場合には学識経験者に入るわけなので、今市民も入れるという議論があるのは、一般市民を指しているんですよねという確認なんですけれども。

○吉田武司委員長 そのようなことになると思います。

内田委員。

○内田あや委員 今の流れで言いますと、原則3名という方向感になっているかと思います。3名が原則なのであれば、市民であつたり議員は入る余地がないのかなというふうに思っています。それを踏まえると等は要らないのではないかなと私は思います。学識、弁護士は入っていてもいいと思いますけれども、弁護士・学識経験者3名でよろしいのではないのでしょうか。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 所沢市議会の政治倫理審査条例の中では、審査会に市民というふうに表記はされているんですが、実際に市民の方は、例えば市民でありながら弁護士であつたり、学識経験者とか、例えば元副市長とか、一般の市民の方ではなくて、やはりその等という言葉が学識経験者に準ずる人みたいな。例えば医師であつたりとかというのも含めれると思うんです。

その3名に限定してしまうというよりは、例えばもう今弁護士が1人決まっているので、弁護士、学識経験者、そして、議員が入ったり、そういう医師だとか入った場合も、3名を超えてしまうので、いろいろな意見を入れるとなると、3名と限定するのは今はやはり厳しいのかなというふうにちょっと感じました。

○吉田武司委員長 小嶋議長。

○小嶋智子議長 大分長い間時間を費やして、この3名、5名以内で話している間に、それぞれの方の意見も変わってくるという様子も見たと、やはり原則3名、5名以内という表記ができるのかどうか、まずはその確認をしていただいて、皆さんの御意見はやはり3名か、5名か決めかねる状況ではないかなと思いますので、もしこういった表記ができるということであれば、原則3名、5名以内、もしくは増減があるという但し書きを載せるというところで確認していただくのがいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 等についても確認してもらってことでよろしいですか。

待鳥副議長。

○待鳥美光副議長 ちょっとしつこいんですけども、一般市民を入れるという意見が出ていたんですけど、市民といったときに、一般市民を想定しているのか、そこを含めて等なのかどうかというところは確認しておきたいです。

○吉田武司委員長 一般市民についてはいかがでしょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私は、市民に関しては入れるべきではないと思ってまして、理由としては、

請求できる方が市民なわけですね。その人が例えば請求書を書いて、そこが審査委員の委員会になった瞬間に、それはもう中立な第三者機関でなくなると思うんです。なので、そういったことを踏まえると、あくまでも第三者の方、学識だったり、そういった方が審査するという立てつけのほうが、私は公平中立な形になるのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 私も、当初は市民を入れるという案を申し上げましたが、今までの議論を踏まえると、鎌田委員と同じ意見です。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 先ほど来申し上げていますように、やはり審査会は、利害関係がなく、かつ第三者の立場から、専門性・独立性を持って公正・中立・客観的な判断をしていただくということで携わっていただくということから行くと専門性を持った方のみをお願いをするという方向でいくのが一番というふうに考えております。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 ただただ、その市民という形の書き方ではなくて、ほかの自治体の条例を見てみますと、地方行政に関して専門的知識を有する市民というような記載をされているので、例えば、ただの公募市民という、普通のそういう審議会ではなく、審査会なので、もし市民を入れるとすると、こういう記載のほうがいいのかなというふうに思っています。

○吉田武司委員長 その中には学識経験者も入るということでもいいのではないですか。

今回皆さんの御意見を伺っていて、ここの部分については、弁護士・学識経験者というところでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

よろしいですか。それでは、そのように決定しました。

あと人数のところについては、法務のほうに確認していただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、この部分については残して、次に進めさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

第3項については削除になっているんですけども、その後は2項まででということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

それでは、第8条については、第2項を残して次に進めさせていただきます。

第9条についてお願いいたします。

内田委員。

○内田あや委員　こちらは無所属の会・維新、緑風会、あとは当会派が、ただし以降の部分削除という案で出している形です。コメントにも記載しましたが、基準が不明確になる懸念がありますし、日程調整等は運用でカバーできるものかと思いますので、そのような形といたしました。

○吉田武司委員長　鎌田委員。

○鎌田泰春委員　基本的には、但し書きについては削除が望ましいと思っております、その理由としては、例えばその他やむを得ない理由というのが具体的にない、審査会として正しい審査ができなくなってしまうおそれもあるので、原則として出席することという形になるのかなと思いますし、欠席をされる場合には、無断で欠席されたということが、しっかりと市民に分かるということのほうがいいのかなと思います。

○吉田武司委員長　ほかにございますか。

菅原委員。

○菅原満委員　この場合、急遽疾病で欠席という場合は、何らかの形で欠席の意思を示せば、それで足りるという理解でよろしいのでしょうか。

○吉田武司委員長　鎌田委員。

○鎌田泰春委員　私の読み取りだと、審査対象議員は審査会から出席を求められたときはこれに応じなければならないという義務の記載になっていますので、基本的には、出席をしないということは、但し書きが削除されるのであれば、想定されないことになるかなと思います。

○吉田武司委員長　菅原委員。

○菅原満委員　その場合、当事者が入院してもどうしても出席しなければいけないということですか。

○吉田武司委員長　鎌田委員。

○鎌田泰春委員　先ほど御意見でもありましたけれども、例えばそれは、出席できる日程に調整するなどのできる限りの運用で行っていくということかなと思います。

○吉田武司委員長　菅原委員。

○菅原満委員　そうすると、出席できない場合の扱いというのは、条例中に入れなくていいということですか。

○吉田武司委員長　鎌田委員。

○鎌田泰春委員　あくまでも出席できない理由というのが、例えばどういう理由になるのかということが想定できないところになるので、入れるべきではないというふうに思っています。例えばインフルエンザなどで休みますということがずっと続いていって、結果それが審査できないとなってしまったりとか、それでもいいのかというふうになってしまうというところですね。なので、基本的には出席しなければならないという義務の規定にして、審査ができるようにしたほうがいいのではないかなと思います。

○吉田武司委員長　菅原委員。

○菅原満委員 その場合、感染症あるいは入院した場合に出席できませんということは認めないということなんですか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的には認められないものだというふうに思っております。例えばそれが重要な病気であったとしても、それは市民のために説明する義務があるというふうに思いますし、仮にそれでできなかったとなるのであれば、それはしっかりと、その報告書のところに記載されるべきかなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 疾病その他、少なくとも入院なり感染症、正当な理由があつて欠席したというときに、それはこれこれという理由で欠席しましたという報告としてきちんと記載するという理解でよろしいんですか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的には日程を調整することで対応すると。例えばですけれども、何度も何度も日程を調整したにもかかわらず、このときは風邪です、このときは風邪ですという、そういうふうな理由で休まれてしまい、それが実質運用できなくなった場合には、それはつまびらかに記載すべきかなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 いや、入院、感染症等でどうしても欠席しますというのは、その診断書と合わせて欠席の届出を出せば、取りあえず欠席しましたということの理由を付した報告書になるという理解でよろしいんですか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 それは報告書を記載される方が、どのように判断されるかなというところだと思いますので、あくまでそれは、報告書を記載する方が決めることかなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 そうすると、あくまでも入院その他感染症等で出席がかなわないですということであっても、それは単に欠席したという扱いになるという理解でよろしいんですか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的には、例えば感染症であつたりとか、入院があつてできないという場合には、日程を調整することで行っていくべきことかなと思います。現時点では、その報告書の記載について、報告書の記載をする方が審査会の方になるかと思うんですけれども、その方が決めるべき案件なのかなと思っています。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 今、4ページのところの一番上の5の第5項のところに、審査対象議員が疾病その他やむを得ない理由により出席できないときは、審査会の許可を得て補佐人に意見を述べさせることができるが入っていますので、それも鑑みると、このただし以下の内容がダブっ

ているように感じるのですけれども、そうすると削除してもいいのかと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 伊藤委員のおっしゃるとおりかなと思うのと、あとはここで一番重要視したいと思うのは、やっぱり疾病だというような虚偽で出席できない、かつ代理人も何も述べないといった状況を避けることだと思っていて、やっぱり本当に疾病なのであれば、もちろんやむを得ないというか、運用でカバーしたり、欠席または代理人の出席という対応で問題ないかと思うんです。なので、ちょっと繰り返しですけれども、疾病だということを理由に避け続けるという事態を回避するという目的かと思います。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私もこの5の5項については、当初その2項での但し書きを削除したので、これも削除すべきだったかなというふうに思うんですけれども、出席できないことというのは基本的にないように日程調整を行って行って、虚偽の理由等で避け続けるということができないようにしたほうがいいかなと思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 ここに関しては、新設という形でつくっていただきましたことにまず感謝申し上げますというところです。やっぱり議員が出席しなくてはならないということをしっかり定めることが一番で、そもそもの新設でございますし、そのような形でよろしいのではないかなと思っています。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 そうですね、今議論があるのが但し書きの部分と5項の部分だと思うんですけれども、5項については、疾病その他やむを得ない理由に出席できないときは、審査会の許可を得て補佐人に意見を述べさせることができるという規定なんですけれども、これで本当に、果たして適切な審査ができるのかどうかというところが問題点かなというふうに思っております。基本的には出席しなければならないというふうに書いてあり、義務規定である以上、出席させることが必要なのかなと思います。

補佐人に意見を述べさせることができるというふうになっていて、実務上そういうふうにするのであれば、補佐人に例えば弁護士とかが立っていて、それを言えるということは、もう既に弁護士に伝えることができているわけですね、どういう状況かを。そうではないと補佐人というのはできないわけですから、だから、運用上補佐人に意見を述べさせることができるようにしていたら、出席しなくてもいいというふうになってしまいそうな気がするんですけれども、それはいかがでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 基本的に、何が何でも出席しろという前提に立つということだというふうに理解します。

それから、第5項のほうで、補佐人に意見を述べさせることができるということで、補佐人と相談するということは事前にあるのかもしれないですけども、あくまでも本人のみに、陳述というか、審査会に出席して述べさせるということのみを規定すると。もし、仮にどうしても出席できない場合は、日程を調整するという理解でよろしいのでしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的には、日程を調整して出席するように求めるというのが前提かなというふうに思います。ただ、こうやって補佐人に意見を述べさせることができる、やむを得ない理由により、例えば気分が落ち込んで出席できないとか、そういうふうになってしまうと、審査会として運営ができなくなってしまうリスクもあるのかなと思います。ですので、基本的には出席させることを前提とした規定にしたほうがいいのかと思っています。

○吉田武司委員長 この部分については但し書きのところは削除という方向でよろしいですか。やはり審査会から出席が求められたら、議員としてしっかりそこで出て説明しなければいけないと思うので、疾病等のときには、また日程調整等にかかると思うんですけども、その辺はしっかりしていただいて、また後で、第5項のところでも少し協議をいただきますけれども、この1項のところの但し書きの部分については削除するという方向でよろしいでしょうか。

松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 新設された第9条の審査対象議員の出席義務及び権利保護となっているんですが、例えば審査対象議員の協力義務という、出席義務ではなくて協力義務のほうが適しているのかなと感じたので、そこも協議していただけるとありがたいです。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 今、松永委員が言われたとおり、この審査対象議員は、審査会から出席を求められたときはこれに応じなければならないとしています。出席義務とするとやはりもう既に出席をするというふうになるので、協力義務という言葉でいいのかと思いました。

○吉田武司委員長 今の御意見はいかがでしょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 出席だけでなく、意見を述べることができたりとか、そういったことも記載されていますので、協力義務というふうに記載していいのではないかなと思っています。

○吉田武司委員長 ほかに御意見ございますか。

待鳥副議長。

○待鳥美光副議長 協力義務とした場合は、ここに書かれていない、例えばこういうものを提出してくださいとか、そういったことで全て協力しなければいけないというふうになりますか。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 私の認識ですが、第13条に議員の協力義務があるので、その審査対象委員も議員の一人ではあるので、そこも含めてかなと思っています。第13条でそこは定められているのかと思いますけれども。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 先ほどちょっと待鳥議員がおっしゃられた、資料提出という部分に関しては、次の第13条のところで、例えば議員の意見陳述のような感じで出すと、その資料を提出しというところにちょっとつながるので、この文言も後で意見は言わせていただこうとは思っていました。

ただ、今回第9条に関しては、協力義務のほうがいいのかなと思った次第です。

○吉田武司委員長 第9条の部分と第13条の部分がダブっているようなところもありますので、ここを一つにまとめる方向にするかというところもありますけれども。

菅原委員。

○菅原満委員 第13条の審査対象議員を想定してなので、審査対象議員、審査対象が抜けているということで、第9条と第13条合わせて書き直したほうがよいのかなと。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 分けておいたほうが分かりやすいのかなと思います。ただ、場所が離れているとちょっと分かりにくいのかなとも思うので、例えば第13条を第9条の後に置くというのは、一つの案かなと思いました。この後の進め方としては、できれば第9条の次は第13条を続けて議論したほうがいいのかなと思います。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 同じく、やはり第9条と第13条の部分を合わせるのではなく、分けて載せるということで、第13条を第9条の後に、改めて例えば第10条として載せる。やはりさっきの審査対象議員の協力義務ということで提案させていただいたときに、例えば出席に協力をせず、虚偽の報告をした場合のことも含めて、そこはちゃんと公表しなければならないというところを逆に入れたほうがいいと思うので、第13条と第9条は別々にして、第13条を第9条の次に持ってきたほうがいいかなと思います。

○吉田武司委員長 待鳥副議長。

○待鳥美光副議長 第13条のところの議員というのは、さっき菅原委員がおっしゃったんですけれども、もともと審査対象議員に限定しているんですかね。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 審査対象です。

○待鳥美光副議長 一般的に議員全員に係る義務ではなくて、審査対象の議員ですか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 失礼しました。第13条は議員全体に当たります。

○待鳥美光副議長 全体ですよ。そうすると、一緒にするというのも、またちょっと違ってくるのでは。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 確かに第9条のところには審査対象議員と記載されていて、第13条には議員

の協力義務となっているんですけれども、この内容を見ると、あくまでも審査対象議員のことに限定して書いている内容に読み取れるんですよ。出席しなければならないとか、説明しなければならない、あとは、出席困難の場合は、その旨を理由とともに記載するとかというものも、これは対象議員にのみ課せられるべきものなのではないかなというふうに思うので、これは、私としては、全員に協力義務というよりは、審査対象議員に限定したものにするほうがいいのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 第13条は別で配られているものです。前回のときに、第13条は改めて菅原委員のほうから別紙で頂いているので、そちらを参照いただければと思います。ただ、今の御指摘とは別の話です。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 新たに新しい第13条を頂いているんですが、この内容を見ても、やはり審査対象議員に値するのかなと思いますので、ここは議員の協力義務というよりは、審査対象議員というふうにちょっと書き直したほうがいいのかなと思います。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前 11 時 55 分 休憩）

再開します。（午後 1 時 15 分 再開）

第9条の続きからでよろしいですか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 話し合う今の内容のところ、ちょっと確認したいんですけれども、第9条の中身を話し合うのか、それとも、第9条と第13条を一緒にするとか、そこら辺について話し合うのか。

○吉田武司委員長 先ほど第9条は第9条で、第9条の次に第13条を持ってくるというところで進めようという話になったんですけれども。

菅原委員。

○菅原満委員 先ほどの説明がちょっと説明不足だったので、第9条は対象議員で、第13条は対象以外の議員ということで、調整のほうでは議員の協力義務ということで、正当な理由なくこれを拒否したときは、審査会はその旨を報告書に記載するものとするというふうになっていたので、正当な理由なくしてというものはこういうものですよということで、ちょっと細かく書き過ぎたきらいはありますが。ただ単に、理由なくしてということだから、理由がある欠席が想定されている内容なので、こういうことですよということでした。

ですので、第9条対象議員と分けて考えていただいて、第13条について協議していただければと思います。説明不足で申し訳ありませんでした。

○吉田武司委員長 先ほど、第9条から進めて、次のところに第13条を第10条として持ってくるというふうなお話があったんですけれども、そのような進め方でよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

それでは、第9条の第2項からになるかと思うんですけども、この内容でよろしいですか。第2項については御意見ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、第2項については、この文面とさせていただきます。

次に、第3項についてはいかがでしょうか。これもよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、第3項についてもこの文面とさせていただきます。

次に、第4項についていかがでしょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 この補佐人というのは、これは審査対象議員が選ぶことができるというもののなんでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 審査対象議員が選任して同席してもらうということを想定しています。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 具体的に補佐人を呼ぶ状況というのは、どのような状況でこれを想定しているのか、ちょっとお伺いできればと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 基本的には、法的な助言を受けるということを想定しております。

○吉田武司委員長 ほかにございますか。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 今の補佐人というところですが、これは複数人も可能になるのか、何か漠然としているような感じがするんですけども、その辺は特に何か明記する必要はないんでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 基本的に1人を想定しています。

○吉田武司委員長 ほかにありませんか。この内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、第4項についてはこの内容とさせていただきます。

次に、第5項についていかがでしょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 この疾病その他やむを得ない理由というのは、第13条の協力義務にある理由と同一という理解でよろしいですか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 先ほど第1項のところで議論を尽くしたのではないかなと思いますが。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私はこの第5項についてなんですけれども、その他やむを得ない理由により出席できないというところを、誰が判断するのかが結構重要だと思っていて、議長が、これは出席できないだろうというふうに判断するのか、ちょっとそこが難しいかなと思っています。やむを得ないという判断も、人によって違うと思うんですね。そこら辺が曖昧になってしまうと、条例としてはそぐわないのかなと思うんです。やはり、できる限り基本的には出席をする前提の条例文、やむを得ない理由というのを排除した部分にするべきだと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 先ほど第1項の議論のところで、本人は必ず出席するということの指摘があって、但し書き以降が削除されたというふうに記憶しているので、このやむを得ない理由に出席できないことというのは、もう既に削除されたものとみなされるのではないのでしょうか。

○吉田武司委員長 それでは、第5項については削除ということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、第5項についてはこの文面で、これを第4項といたします。

次に、第6項についてはいかがでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、第6項についてはこの文面でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、第6項についてはこの文面で、これを第5項といたします。

次に、第7項についてはいかがでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、第7項についてはこの文面でよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、第7項についてはこの文面とさせていただき、第7項を第6項とさせていただきます。

第8項についてはいかがでしょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 第8項については、委員会とかの規定にある秘密会の規定と同一の理解でよろしいのでしょうか。

○吉田武司委員長 現行のところでは、公開することに支障があると認めるときは、出席委員の3分の2以上の同意を得て公開しないことができるというふうになっているんですけれども、公開しないということは秘密会になるのかということですか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 そうですね、会議を公開しないことができるということだと思うんですけれども、それは秘密会とイコールですか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 公開しないということなので、秘密会に相当するものだというふうに理解します。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 秘密会の場合は、議決で秘密会にしているんですね。今回の部分だと、個人情報の保護とか審査対象議員の名誉の保持にというところを理由に、秘密会にできるということになるんですけれども、例えば本来であったら、名誉の保持とかというところについては、基本的には、審査対象議員の、あくまで職責でやらなければいけないものだと思うので、名誉の保持等について必要があると認めるときは会議を公開しないことができるとなると、審査対象議員が、いや、これ公開しないでください、名誉が傷つきますと言った場合にどうなるのかというのが、ちょっと分からなかったんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 基本的には審査会で判断するものだというふうに理解します。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 そうであるならば、秘密会の委員会の条例だと、委員会はその議決で秘密会とすることができるようになっていまして、どういう状況であれば秘密会としないというような、個人情報の保護とか審査対象議員の名誉というところまでは記載がないんですね。なので、審査会はその3分の2以上の賛成をもって会議を公開しないことができるというふうにするほうが、委員会条例の秘密会と同一になります。そちらで運用するほうがいいのかなと思いました。

○吉田武司委員長 現行の第8条の第4項のそのままでいいということでもいいんですか。

審査会の会議は、公開するものとする。ただし、公開することに支障があると認めるときは、出席委員の3分の2以上の同意を得て公開しないことができるという形で。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 そうです。そのとおりの形がよいと思いました。

○吉田武司委員長 いかがでしょうか。

ただ、ここが審査対象議員の協力義務及び権利保護というふうになっているんですけれども、そこを元に戻してしまうと第8項のところはどうなるのかなと。

内田委員。

○内田あや委員 ここの委員の構成が、基本的には学識経験者になるので、これまでの議員で構成された委員会とはちょっと性質が異なることから、3分2と定めなくとも、有識者の方々の合意を得て、恐らく3人とか、最大でも5人というところの合意を踏まえてで、私は問題ないのかなと、3分の2という数字自体はなくてもよいのかなとは思いました。

その理由のところに関しては、おっしゃるとおり、このもともとのところでも問題はないと思うんですが、先ほど委員長がちらっとおっしゃったように、ここの趣旨に合わせると、個人情報の保護であったり、名誉というところが理由で、その後、その他特に必要があると認められるときという文言もあるので、私は、この今の現状の8番のままの記載でも、特に趣旨

としては問題ないのではないかなと感じました。

○吉田武司委員長 第9条は新設したんですよね。だから、これでいいのかなとも思うんですけれども。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 多分論点となるのは、その審査会を委員の3分2以上で秘密会にできるとすると、これが明確に多数決でこれを秘密会にするかどうか決まる一方で、今のその調整案というか、頂いている案の第8項のところというところ、これが個人情報の保護をするべき案件なのか、審査対象議員の名誉を傷つけることになるのかということ判断しないと、公開するかどうかということを決められなくなってしまうというふうになりますので、そこを判断するにも、個人によって差があると運用として非常に難しいのかなと思いますので、明確なほうが望ましいのではないかなと思いました。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 明確というのはどの部分ですか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 秘密会とする際の条件が、出席委員の3分の2以上の同意を得ていれば公開しないというふうに、明確に決まっているほうがいいと思いました。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 菅原委員に問いかける形になってしまうのですが、例えば、もともとのと8番の原文に、3分の2の同意を得られた場合というふうに付け加えるのはいかがでしょう。私はそれでも問題はないかなというふうには思っています。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 種々御議論を伺うと、審査会に秘密会にするかどうか委ねるということで、その内容も含めて、審査会は特に必要があると認めるときは、3分の2の同意をもって公開しないことができるということではないのでしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 特に必要があると認めるときはと限定する必要性はあるんでしょうか。その単純に人数で決めるとやったほうが、明確に秘密会にするかどうかというのを決められると思うんですけれども、そこはいかがでしょうか。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 私はそこは定めておく必要あるかなと思います。でないと、やはり委員会の中で、どういう場合というところに関しては、委員の方々も条例で定めてあったほうが判断が付きやすいかなとは思っています。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 もちろん有識者の方だと思うので、その判断というのは一定の見識があるかと思うんですね。ただ、私は、特に審査対象議員の名誉の保持で秘密会にすることができると

いうのは、これは市民の知る権利のほうが尊重されるのではないかなというふうに思うので、そこが必要かなと思いました。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 いや、審査会は、特に必要があると認めるときは会議を公開しないことができるということで、審査会の判断で、特に秘密にする必要があると判断するその根拠として、この条例文を置くという言い方をしたので。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 個人情報の保護とか審査対象議員の名誉の保持ということで、それで公開しないことをできるというのが、基本的な原則的に公開である前提なのかなというふうに思うので、そこを記載した上で、会議公開しないことができるというふうにするのは、本来の市民の目から見て、例えば市民が請求した際、いや、名誉の保持で見ることができませんと言われたときに、それは本当にあるべき姿なのかなというふうにちょっと思うので、原則としては、公開することが前提となる記載でなければいけないのではないかなと思います。

なので、個人情報の保護とか審査対象議員の名誉の保持ということを記載せず、あくまでも審査会の委員の合意で公開しないことができるというふうにするべきだと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 さっきから言っているように、審査会は特に必要があると認めるときは、3分の2の合意をもって会議を公開しないことができるというふうに修正されればいいのではないのでしょうかということで、話をしているんです。

それともう一点は、内田委員から特にというのはあったほうがいいのではないかとということで、審査会が公開しないと定めるわけですから、審査会の裁量に委ねる意味で、特に審査会が判断して、3分の2の同意、あるいは合意で、公開しないことができるということで、審査会に特に委ねますということでいいのではないかなと考えます。

○吉田武司委員長 では、ここの第8項のところは、審査会は、特に必要があると認めるときは、出席委員の3分の2以上の同意を得て会議を公開しないことができるというところでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、第8項についてはそのように文言を修正したいと思います。また、第8項は、ここは第7項になります。

小嶋議長。

○小嶋智子議長 今そういたしますと、審査対象議員の名誉の保持の言葉は抜けてきましたが、この項目は、審査対象議員の協力義務及び権利保護という項目に第9条はなっております。どちらかというと、先ほど削除で皆さん同意されておりましたが、この内容であるならば、もともとあった第8条の第3項、ここに審査会の設置のところで書いたほうが適当なのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 今、小嶋議長のほうから、この第8項については、第8条の第3項に入れたほうがいいのかという御意見がありましたけれども、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 第8条のほうは、審査会の設置ということになっていると思うんです。審査会の設置なので、審査の進め方ということでいくならば、出席及び義務というところでいか、さもなければ、第10条の審査会の調査及び報告というほうに移すか、どちらかではないかなと考えます。

○吉田武司委員長 現行では審査会の設置のところに入っているんですね。
菅原委員。

○菅原満委員 その辺も含めて見直しを進めていくということで、今協議してきているので、あくまでも審査会の設置、調査、報告というところで、調査の中で公開しないことができるというふうにするのかどうかということで、設置はあくまで設置ということで、審査会の審査の進め方について記載している内容なので。

○吉田武司委員長 小嶋議長。

○小嶋智子議長 ちょっと第10条まで目がいっていなかったものですので、確かに設置よりも、今菅原委員がおっしゃったように、審査会の調査及び報告、こういうふうに調査するという内容のほうに近いのかなというふうに感じましたので、この第10条のほうに入れていったほうがいいのかと思いました。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 今小嶋議長から指摘のあったように、調査報告というほうの第10条のほうがなじむということであれば、第10条のほうに移すということも協議事項になってくるのかなと考えます。

○吉田武司委員長 ほかに御意見ございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、第10条のほうに移すということでよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、第9条の第8項、第7項については、第10条のほうに移すということで、第10条の第2項になると思いますけれども、そのような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 今第9条で3分の2の同意という話があったんですが、同意なのか合意なのかというのを、事務局のほうで確認していただければと思います。同意というのは、一方が一方に対して同意を求めること、双方が同じ意思を持つということでいくと合意になるのか、その辺の確認だけ、後でお願いできればと思います。

○吉田武司委員長 それでは、ここは事務局のほうで、法務に同意と合意について確認していただければと思います。よろしくお願いします。

ほかに大丈夫でしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、第9条についてはそのように決しました。

次に、第13条を次の第10条に入れるということを先ほどありました。第13条について、今回第10条に入れるということで、御協議をお願いいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 先ほどの協議の流れで、対象議員の関係云々ということで、その後、私の説明が足らなかったということで説明させていただいたんですが、ここのところは、あくまで審査会の流れの条文が続くということで、議員の協力義務はやはり分けて、審査会の後でいいのではないかなという気がいたしますので、改めて御協議をお願いします。

というのは、現条例の第12条で議員の協力義務というのがあって、それで調整するところで、審査会の求めに応じて、正当な理由なくこれを拒否したときは、審査会はその旨を報告書に記載するものとするとなっていて、その正当な理由が、これを拒否した時は云々というところで、第13条について細かく規定をしたということです。第13条はあくまで全議員が対象になるということです。分けて考えていただき、この細かく規定する必要があるのかどうかも含めて協議していただければ。要は議員は、審査会からの求めに応じて、出席して説明することを行わなければならないというだけでよいのか、それとも、出席しない場合を規定する必要があるのかどうかを協議していただくということで、対象議員の話、審査会の話、ほかの議員の話ということで、条文立て、調整もそうなっているので、そういう理解で進めていただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

○吉田武司委員長 第9条の次に第10条として位置づけしないほうがいいということですか。

菅原委員。

○菅原満委員 あくまで議員全部が対象なので、対象議員の話、審査会の条文、そして、全議員の条文という流れのほうが。やはり現行の条例、また調整案を見てもそういう流れになっているので、いかがでしょうかということです。

○吉田武司委員長 先ほど第13条については、第9条の次に第10条として位置づけるという話がありましたけれども、今、菅原委員のほうから、現行の条例のところでも、議員の協力義務という流れが来てから最後に持っていくとなっているということで、この第13条を、やはり最後の第13条としてもっていったほうがいいという御意見なんですけれども、いかがでしょうか。先ほどは第9条の次に入れようという話がありましたけれども。

内田委員。

○内田あや委員 一旦審査会の流れが来て、対象議員の話というところで、違和感ありません。

○吉田武司委員長 そのような形に戻してよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのような条文立てにしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、この部分は第13条のところで協議をさせていただきたいと思います。

それでは、第10条についてお願いいたします。

審査会の調査及び報告です。第10条のところについては、少し文言もまとめなければいけないのかなと思います。

内田委員。

○内田あや委員　ちなみに、念のため資料の説明ですが、スラッシュで区切っている部分に関しては、それぞれの会派の意見を書いている形にしております。

当会派といたしましては、どちらでも趣旨としては大きく変わらないというふうに考えています。ただ、その期間内に報告書を作成できないと判断したときはと入れると、より一層分かりやすいのかなというところは感じました。

あとは起算日ですね。こちらを政治倫理審査会設置としたほうが分かりやすいかと思いましたが、ここも賛同します。

○吉田武司委員長　菅原委員。

○菅原満委員　60日以内に結果を報告書としてまとめ、議長に提出しなければならない。ただし、審査会は、やむを得ない理由により、その期間内に報告書を作成できないと判断したときは、その期間を延長することができるでいいかなと思います。

○吉田武司委員長　今の菅原委員の御意見でいかがでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

政治倫理審査会の設置からでいいんですよね。60日以内に結果を報告書としてまとめ、議長に提出しなければならない。ただし、審査会は、やむを得ない理由により、その期間内に報告書を作成できないと判断したときは、その期間を延長することができるでよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのように変更でよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように変更いたします。

菅原委員。

○菅原満委員　それで、先ほど第9条の第8項が第10条という話があったので、第1項として、審査会は、特に必要があると認めるときは会議を公開しないことができるというのを、第1項で入れるという形になるのかなと。それで、今の審査会の報告書の関係は第2項になるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長　先ほどの第9条第7項に決まったところを第1項にして今の部分を第2項にするということですですね。そのような形でよろしいですか。

菅原委員。

○菅原満委員 あともう一点、審査会は、規定により、適法と認められず審査の請求を受けたときはというところを、第7条第3項は、有効性を議長が判断するとなっていたので、有効と認められた審査の請求を受けたときはということで読み替えたらと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 審査会は、第7条第3項の規定により有効というふうに直すということで、今御意見がありましたけれども、いかがでしょうか。そのような形に変更でよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのような形とさせていただきます。

それでは、第1項に、審査会は、特に必要があると認めるときは、出席委員の3分の2以上の同意を得て会議を公開しないことができるというのを第1項にするということで、あと同意と合意については、法務に確認をするということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

第2項については、審査会は、第7条第3項の規定により、有効と認められた審査の請求を受けたときは、速やかに当該事案の調査を開始し、政治倫理審査会設置から記載して60日以内に結果を報告書としてまとめ、議長に提出しなければならない。ただし、審査会は、やむを得ない理由により、その期間に報告書を作成できないと判断したときは、その期間を延長することができるというところを第2項に入れ込むということでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、第10条についてはそのようにいたします。

次に、第11条についてお願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 我々の会派から、第2項の修正、第3項の削除についてを提出させていただきました。

まず、第2項についてなんですけれども、審査の結果について、違反の事実が認められた場合に限りというふうな限定のあったものを、基本的には、全てのものの要旨を公開するという形に修正させていただいております。これは、税金を使って調査しているものですから、違反があろうがなかろうが、どういう結果になったかというのは、市民が知る権利があるというふうに思いますので、そのようにさせていただきました。

3については、違反の事実が認められなかった場合において、議長が原則として公表を行わないというふうなところになっているんですけれども、そこは第2項と一緒に、公表するという形で、その但し書きについても、全部全て公表する内容に記載しておりますので、既に事案が社会的に広く知れ渡っている場合とか、そういった部分については、公表するものとするというところも必要ないかと思ひまして、第3項については削除というふうにいたしました。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 審査結果について、その要旨を公表する。その要旨を請求者及び審査対象議員に通知しなければならないとあるんですが、この要旨というのは、審査会のほうで作成していただくことを想定したらいいんでしょうか。

○吉田武司委員長 これは審査会がまとめて議長に報告するところと同じでいいんですかね。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 前回のものについては、審査会でまとめたかなと思うんですよね。ただ、そこも、前回のところについては、要旨は別に記載がないんです。要旨という条項はないんですけれども、基本的には、審査会で想定されているとは思っていました。

○吉田武司委員長 その要旨というのを抜いたら駄目ですか。

報告書の提出を受けたときは、速やかに請求者及び審査対象議員に通知しなければならない。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私はそれでいいと思いました。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 通知するのは何を通知するのですか。報告書そのものということですか。

○吉田武司委員長 前回のときも、報告書をたしかそのまま通知したと思うんですよね。

休憩します。（午後 2時12分 休憩）

再開します。（午後 2時18分 再開）

ここの部分についてはいかがいたしましょうか。このままの文面でよろしいですか。

松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 審査会の中でも、秘密会でやる部分もあると思うので、全部または一部を公表するというふうに、提出を受けたときはの中に、その一文をちょっと入れるといいのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 ここに、でも、一部を公開するとかなんか、そういうふうなことを入れていいのか。またはこの要旨という言葉にまとめてしまうのか。

松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 全部または一部を公表し、速やかに請求者を呼び、審査対象議員なので、要旨というその言葉はちょっと省いたほうがいいかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 一部というのは、どこかの部分を切り抜いてということで、要旨だと全体の内容をまとめたものというふうになると考えます。請求者に、報告はこういうことで結論が出ましたよとやるのはいいんですけれども、報告書そのものが情報公開の対象になるので、当然開示する必要性が出てくれば開示するということにもなってくるので、ただ、報告書そのものを送るのか、要旨として送って公表するのか。審査会のほうで、要は主たる本文と要旨を作成し

ていただくことで、審査会をスタートしていただくのかということかなと。

報告書を受けて、議会側で要旨をまとめるとなると、議会側の判断が入ってくるわけですね。だから、その辺を審査会の方をお願いして、報告書本文と要旨という形でまとめていただく御協力をお願いするのかというのがあると考えます。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 私は、もうシンプルに要旨を消すでいいのではないかなと思います。特に審査対象議員は、要旨ではなくて、報告書全てを当然認識すべきだと思いますし、市民も同様に、やっぱり全ての情報を公開することに意義があると思うので、要旨は不要ではないでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 報告書本文そのものを通知、公表するというのであれば、要旨作成の手間は省けるということになります。

○吉田武司委員長 ほかにありますか。

〔「なし」という声あり〕

では、第11条のところについては、議長は審査会から報告書の提出を受けたときは、速やかに請求者及び審査対象議員に通知しなければならないというところでよろしいでしょうか。その要旨をとるところを削除していいですか。そのような形でよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

第2項についてはいかがでしょうか。

内田委員。

○内田あや委員 こちらも同様に、その要旨を削除する形でよろしいかと思います。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 もちろん審査対象議員とか請求者には、速やかに全てを通知しなければいけないと思うんですが、公表するとなると、例えばホームページとかに載ってしまうので、そこは例えば全部または一部というふうに、逆に入れたほうがいいのかと思ったんですが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 審査の結果について公表するものとするのと、報告書という目的語がなくなってしまうので、全てをに近いかと思ってしまうんですけども、議長は報告書を公表するものとする。そうすると、1番と2番を分ける意味が果たしてあるのかということに戻るかなと思うんですけども、議長は、審査会から報告書の提出を受けたときは、速やかに請求者及び審査対象者に通知し、公表する。もしくは、ホームページにて公表する。一つにまとめるのはいかがでしょうか。

○吉田武司委員長 元のところでは、議長は、前条第1項の報告書の提出を受けたときは、速やかにその請求内容を請求者に通知し、併せてこれを公表しなければならないというところで、

この請求内容のところを報告内容というふうに変えてまとめたほうがいいのかということですか。
内田委員。

○内田あや委員 おっしゃるとおりです。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 まとめるのもそうなんですけれども、その第11条のところの、審査結果の通知及び公表の制限という言葉がちょっと引っかかったので、その辺は、例えばもう全てを公表するのであれば、特に制限というのはいらないのかなと感じたんですが、いかがですか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 公表の制限というのは、取消線の部分があるので、それを含有しているというか、含んだ意味で制限となっているので、その第3項を完全に削除するというのであれば、通知及び公表というふうになって、議長は、審査会の審査報告書について公表するものとするというふうにすれば、すっきりすると。公表を前提とするならばですが。

○吉田武司委員長 第2項の部分ですか。菅原委員、もう一度お願いします。

○菅原満委員 議長が審査会からの報告書について公表するものとする。速やかにを入れるのかどうかは別として、少なくとも報告を受けたら公表するという形になるのかと考えます。

○吉田武司委員長 いかがいたしましょうか。一つにまとめるか2項に分けるかについてなんですけれども。

休憩します。（午後 2時28分 休憩）

再開します。（午後 2時32分 再開）

内田委員。

○内田あや委員 第1項と第2項を一緒にするかどうかですけれども、第3項を削除するのであれば、文の量と、あとは趣旨としては近いものなので、一つにまとめても良いのかなと思いました。

そうなったときに、では、どうするかというところなんですけれども、議長は審査会から報告書の提出を受けたときは、速やかに請求者及び審査対象議員に通知し、併せてこれを公表しなければならないという形でいかがでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 基本的には公表するというのであれば、公表するものとするではいかがでしょうか。

○吉田武司委員長 それでは、第11条については、議長は、審査会から報告書の提出を受けたときは、速やかに請求者及び審査対象議員に通知し、審査結果について公表するものとするでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

第11条についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

休憩します。（午後 2時34分 休憩）

再開します。（午後 2時45分 再開）

それでは、次に、第12条、措置についてお願いします。

鎌田委員。

○**鎌田泰春委員** 無所属の会・維新につきましては、措置について、基本的には、委員会条例に定める懲罰の規定にのっとる形で、ここには特別記載しないというようなことを想定して、削除させていただきました。あくまでも、もう既にどんな違反があったらどういうふうな懲罰が行われるかというところは、ある程度他の議会とかも含めて、知見が多くたまっているところでもありますので、それにのっとって行うのが適切かなというふうに思っております。

○**吉田武司委員長** 菅原委員。

○**菅原満委員** 措置については、辞職勧告でありますけれども、これについて、ここまでのものになるかどうかというのは、さらに検討していく必要があるということもあるので、この条例にのっとって即懲罰、地方自治法の懲罰に準ずるものになることになるということを考えると、具体的に書き込むのではなく、地方自治法に準じて、審査会の報告で抵触する事案があった場合には、議会運営委員会においてその措置を検討するものとするということで、具体的に書き込むと、どれかに縛られてしまうので、このような書き込み方でいいのかなと。倫理条例のほうは、普通の懲罰と違って要件が広がっていて、期間だとかそういったものが広がっているんで、その辺については書きぶりを検討したほうがいいのではないかと考えます。

○**吉田武司委員長** この第12条の措置について、現行の第11条のところの文面をそのまま入れれば、今菅原委員から言われたところかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

今のところで、第12条、措置というところがあるんですけども、菅原委員の意見のところで、現行の第11条のところの文面をここに入れたらいいのかなというふうにも今感じたんですけども。

内田委員。

○**内田あや委員** 今委員長がおっしゃったのが、もともとに戻すというか、この原文のままでよいのではないかという御提案ですかね。次のページの第2項、第3項に関しても不要というようなイメージになりますか。

○**吉田武司委員長** そこはまだこれからです。

内田委員。

○**内田あや委員** 私も、ちょっとここ不勉強だったので、今の皆様のお話を伺って、その趣旨であれば元の形でも良いのかなと感じました。

○**吉田武司委員長** この第12条の措置のところは、議会は審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信

頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとするでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、この文はそうように変更させていただきます。

次に、第2項についていかがでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 第2項、第4項についても、必要な措置を協議していくということで、細かく規定をしてしまうと、これにのっとって対応を検討していくということになるので、第1項のところが、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対しては、必要な措置を講ずるものとするということで、もし入れるとするならば、必要な措置を講ずるものとするという中、前項の必要な措置については、議会運営委員会において検討するというふうに、どこが、誰が、その必要な措置を検討するのかというのを入れておくという書き方もあるのかなと考えます。いずれにしろ、第2項、第3項についても第1項と同じ扱いで、現行の必要な措置を講ずるものとするで良いのかなと考えます。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 同じく現行のままの文章でよろしいかと思います。

ただ、第3項ですよ。やはり違反の事実が認められなかったときに、議長による公式表明の発出や、その他名誉回復のための必要な措置を講ずるところは、もう少し具体的に入れたほうがいいかなと感じたんですが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 具体的なものがあつたらいいという御意見だというふうに受け止めましたが、全ては議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するためというところに目的が定まっているのであれば、そのケースによって、結構対応が異なってくるかなと思うので、そこはあえて細かく措置を定めないほうがいいのかなと感じましたが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 分かりました。ありがとうございます。

○吉田武司委員長 小嶋議長。

○小嶋智子議長 私は、ちょっと松永靖恵委員外議員のお話を聞いていて、やはりこの第1項では、違反したと認められる議員に対してというふうになっております。今あるこの第3項は、逆に認められなかったときについてが書かれているので、両方を書いておくのも一つの方法かなというふうに感じたんですが、ちょっと話を戻すようで申し訳ないんですが、認められた場合と認められなかったときの名誉回復についても、書いておいてもいいのかなと感じました。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 難しいのが、名誉回復のために必要な措置というのが、正直僕は、事実の公表以外に思いつかなかったんですね。なので、基本的には、こういうふうに議会としては確認しましたということをやちゃんと市民に向けて公表するということが、ある意味名誉回復にもつ

ながるのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 小嶋議長。

○小嶋智子議長 確かにきちんと公表するということで回復ができるということで、分かりました。

○吉田武司委員長 第2項についてはいかがいたしましょうか。第3項、赤の第2項、第3項のところなんですけれども。

菅原委員。

○菅原満委員 旧第2項ではなく、現在の第3項の3が取り消されているほうの第2項ということで。

ほかの議会の条例でも、議長が必要な措置を講ずると、要は該当しなかった場合には必要な措置を講ずるというのがあるので、内容そのものについては、どういうやり方があるかはその際に検討するとして、違反の事実が認められなかったときは、当該議員の意向を尊重しつつ、名誉回復のために必要な措置を講ずるものとするということで、公表の取消し、議長による公式声明の発出その他というところは削除して、必要な措置を講ずるということでまとめているのではないかと考えます。

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 では、先ほど議長がおっしゃられたように、認められる議員に対して必要な措置を講ずる。第3項には、認められなかったときと具体的に書いているんですけれども、皆さんがおっしゃっているのは、認められる議員、認められなかった議員、どちらに対しても必要な措置を講ずるということでもうまとめでいくということよろしいですか。なんか繰り返して申し訳ありませんが、もう一度ちょっと読み返すと、認められる議員に対してという言葉がなんか結構強くて、認められなかった議員に対しての名誉回復というのが、もう少し欲しいなと感じたんです。

○吉田武司委員長 この2のところの棒線が引いてあるのが第1項になって、先ほどこの第1項のところを現行の第11条のところを当てはめたんですよ。今第2項のところは、3のところを訂正して2になっていると思うんですけれども、その部分を今協議しているので、今菅原委員からありました、議会は審査の結果、違反の事実が認められなかったときは、当該議員の意向を尊重しつつ、その他名誉回復のために必要な処置を講ずるものとするというふうな今御意見が出たんですけれども、そのような形でよろしいですか。そうすると、一つ認められた人のことと認められなかった人のことが当てはまると思うんですけれども。

菅原委員。

○菅原満委員 要は現行というか取消線2項のところは、現行条例の議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるということが入って、第2項で、議会は、審査の結果違反の事実が認められなかったときは、当該議員の意向を尊重しつつ、名誉回復のために必要な措置を講ずるものとするということで、例えば、議長が、当該行為はなかったもの

と認められておりますというふうに、議場で発出するか、そのやり方については、何らかの措置を講ずるという形になるということで、整理ということでしょうか。

○吉田武司委員長 そのような形でよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのような形にいたします。

第12条、措置についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決しました。

次に、第13条についてお願いいたします。

第13条については別の資料での協議となります。

菅原委員。

○菅原満委員 議員の協力義務ということで、審査会に、当該議員以外が何らかの形で出席を求められた場合について、現行では意見を述べ、また関係資料を提出しなければならないとあるのに対して、調整案では、正当な理由なくこれを拒否したときは、審査会はその旨を報告書に記載するものとするとなっていて、それに対して、正当な云々とあるので、それについては、これこれの規定が考えられるのではないんではないかとということで提案させていただいておりますが、先ほど該当する議員のところでも削除されているので、そちらとの均衡ということで、少なくとも調整案の、正当な理由なくこれを拒否したときは審査会はその旨を報告するというふうにするのか、出席困難な場合は、審査会はその旨を理由とともに報告書に記載するものとするというふうにするのか。それ以下については、先ほどの当該議員との関係から削除していただいて結構です。

要は、議員が協力をする義務があるが、先ほども協議していただいたように、どうしても出席できない場合があるという場合には、その理由は少なくとも報告書に記載してもらおうと。当日どうしても感染症、あるいは入院、あるいは何らかの事故があつて出席できなかったと。ただ、日程を変えてまた出席を求められた場合は、当然出席して意見を述べる。あるいは関係資料を提出することにはなるかと考えます。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 当会派といたしましては、正当な理由なくこれを拒否したときというところを、出席困難な場合に、変更案を出させていただいています。また、理由とともにというところも追加をさせていただきました。新しい風・希望が出してくださった詳細な項目に関しては、あるに越したことはないのかもしれませんが、記載するというところに集約するという形でもよろしいのではないかなと考えております。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 改めて確認なんですけれども、この議員の協力義務というのは、審査対象の議員も含めるのか、それとも、それ以外の議員になるのかをちょっとお伺いしたいです。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 類推するところによれば、これは当該議員以外の議員というふうに読むことができるわけで、当然対象者のほうは、対象の議員としてきちんと明記されていて、議員はということですので、その他の議員が該当するというふうに理解するのが妥当なのではないでしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 議員と呼ばれたときには、この和光市議会議員のことを指すのかなというふうに思ったんですけども、そうすると、審査対象になった議員も含めた議員というふうになるのかなと思うんですね。仮に、それ以外の方を審査対象以外の議員というふうにするのであれば、議員という言葉ではなくて、審査対象外の議員の協力義務というふうに明確化するほうが、どの人が読んででもいいのかなというふうに思いました。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 今の鎌田委員の意見に賛同します。

○吉田武司委員長 待鳥副議長。

○待鳥美光副議長 この次のいずれかに該当するときは拒むことができるという中に、継続中の事案とか含まれているんですけども、これはもし該当する議員以外ということになると、審査を請求された議員は、仮に継続中の事柄であっても、そこで出席して話さなければいけないということになりますよね。さっき条件を外すという話になっていたんで、それはありますか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 おっしゃるとおりで、私は読んだときに、これは審査対象の議員も含まれるというふうに読むほうが妥当なのではないかというふうに思ったんですけども。ただ、そうではない方もいて、あくまでこれは対象外の議員の協力義務だという方もいらっしゃるんで、そうであるならば、審査対象外の議員の協力義務というふうに明確化するべきということで、あくまでも私はこの文面見たときに、和光市議会議員、全議員を指すのではないかなというふうに思っていました。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 菅原委員にちょっと確認なんですけれども、第2項以降のところに関しては、今までの議論のところを踏まえて、ここはやはり載せたほうがよい。こういう詳細を掲載したほうがよいという御意見でしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 正当な理由なくこれを拒否したときはということで、先ほども、いや、出席するというのを拒むことはできないということで、協議してきたと。ただ、ここでは議員の協力義務ということで、仮にあくまでも対象外の議員と想定されるとすれば、こういうことがあるなということで、書き込まなくても、審査会に呼ばれて、それについてはこれこれですので、

弁明することはできませんというふうにすればいいのかなというふうにも考えます。

もし、実際上は、先ほどの対象議員についても当てはまる可能性はありますけれども、先ほどは、もう出席して意見を言えということだったので、当てはまらないと。ここでは、私はこれをつくったときには関与していないので、分からないということしか、詳細に定義づけのことについては言えないです。議員の協力義務ということで、全ての議員とすると、先ほどの出席して述べるということについても、対象議員も含んで、出席は必ずしなければいけないけれども、弁明については、これこれの理由なので弁明できませんというふうに読み込むのかどうか、それは協議して決めていただければと思います。

ただ、正当な理由なくしてということ、正当な理由ということと考えられると、こういうことがあるのかなと。ほかの法令等鑑みて、こういうのがあるのかなということで挙げたので、もし、ここまで書く必要、規定する必要はないということであるならば、出席困難の場合、審査会にその旨を理由とともに報告書に記載すると。当然報告書には、出席して意見を述べれば、そのことについて報告書に記載されるので、この議員に関係していると思われる議員に出席を求めて、意見を聞いたところ、そのことについては、これこれの理由で弁明は控えさせていただきますとの発言がありましたというふうな報告書に記載されるのかなと、あくまでも想像ですけれども。

ただ、当該議員以外に絞るならば、先ほどのまちづくり市民の会の、出席困難の場合は理由とともに報告書に記載するという形でもいいのかなと考えます。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 ありがとうございます。

そうですね、市民の責務というような項目もありますけれども、この審査対象外の議員に関するところと言うと、やはりここまでの詳細はなくてもよいのかなというところで、また、当会派の提案に関しましても、今菅原委員のほうから、そのような形でもという御意見をいただきました。タイトルのところは、先ほど鎌田委員がおっしゃったとおり、審査対象外の議員の協力義務というような形にすると、読んだ方にはかなり明確になるのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 審査対象外の議員の協力義務というところなんですけれども、そういう提案がありましたが、そういうふうな項目にするのであれば、現行のままだでもいいのではないかと私は思うんですけども。

内田委員。

○内田あや委員 ただ、やはり菅原委員もおっしゃっていましたが、出席しない場合に關しては、理由とともに報告書に載せておくということは、一つ大事なもののかなと思います。

さらにちょっと細かい点で恐縮ですが、一番冒頭のところの、議員は、で始まっていますけれども、第9条と合わせる形で言えば、審査対象外議員は、で始めるほうが分かりやすいかなと思いました。

○吉田武司委員長 それでは、第1項について、審査対象外議員は、審査会の求めに応じ、審査に必要な範囲において資料を提出し、または出席して説明するよう誠実に協力しなければならないでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

一項にまとめるのであれば、出席困難な場合、ここの第2項、第3項、第4項を一つの一項にまとめるかというところなんですけれども、まとめていいですか。

〔「はい」という声あり〕

ここまでの議論からいくと、審査対象以外の議員は、審査会の求めに応じ誠実に資料を提出し、または出席して説明しなければならない。出席困難な場合は、審査会は、その旨を理由と共に報告書に記載するものとするというふうの一つにまとめるというところでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、第13条についてはそのような形でよろしいでしょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 審査対象の議員であれば、出席しなかったことをちゃんと書かないと、不当に休まれたら困ると思うんですけれども、これあくまでも審査対象外の議員なので、例えば病気で来られない人もいらっしゃると思うんですよね。そこは審査対象外の議員は、報告書に理由を記載しなければいけないのでしょうか。審査対象外の議員は、そこは対象外なので、プライバシーがあってもいいのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 ここに関しては、全ての議員に協力要請がかかることはあまり想定しておらず、とても必要なケースだというふうに理解しています。その場合に関しては、先ほど冒頭の一番最初のほうで話がありましたけれども、なるべく日程調整をして、出席できるような形で運用することを踏まえると、やはり出席できない場合は、理由とともに載せるべきではないかなと私は考えます。

○吉田武司委員長 前回のときは、あとで文書で求めたときもあったと思います。

それでは、第13条についてはそのような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、第14条についてお願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的には、この条例の施行に関し、必要な事項は議長が定めるという形でいいのかなと思います。

○吉田武司委員長 ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、第14条、委任については、この条例の施行についてに関し、必要な事項は議長が定めるでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、附則についてはいかがでしょうか。修正なしということなんですけれども、なしでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 これは調整案でいくということですよ。調整案でいくということだと、条例の施行の際、施行の日以後速やかに誓約書を提出するとあるんですけれども、仮に9月定例会で条例を制定して、3か月後経過した日、もっと先に施行しても構わないですが、仮に議員の任期内に施行された場合、また、誓約書を出すという理解になるんですが、そういう扱いになるということですか。

○吉田武司委員長 そのようになると思いますけれども、議長いかがでしょうか。

○小嶋智子議長 内容が大きく変更されていますので、任期が短いかもしれませんが、新たに出していただくほうが良いと考えております。

○吉田武司委員長 今回、和光市議会議員政治倫理条例の修正案、まとめということで、ここまで進んでいき、やっと今まとまったところなんですけれども、事務局のほうで、今後のこの進め方、弁護士に相談したり、いろいろなことがあるかと思うんですけれども、その辺はどういう形になるのか報告いただいてよろしいですか。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 この条例の案が今固まったということで、今度は規程のほうを改正していかなくてはいけないので、そちらのほうができたら、弁護士のほうに、法的にこの条例が問題ないかというものを確認していただくことになると思います。

その後返ってきたものを、市のコンプライアンス担当のほうで審査をしてもらう運びになっていくと思われます。

○吉田武司委員長 そのような運びになります。

規程については、事務局のほうで少しまとめていただければと思いますけれども、願いますでしょうか。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 では、こちらのほうでなるべく早くまとめるようにいたします。

○吉田武司委員長 そのような形で進んでいきますので、皆さん御理解いただければと思います。

早い段階で、今期の任期中にはこれを進めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

します。

菅原委員。

○菅原満委員 これについては、議会内の条例なので、市民参加手続には該当しないという理解で進めていいということかどうかは確認しておく、あくまで議会内なので、該当しないという理解の下で、進めるということによろしいですね。

○吉田武司委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 確認次第、御報告させていただきたいと思います。

○吉田武司委員長 今回の改正については、初めてのことで、いろいろなことがあるかと思うんですけども、事務局については、その辺も調べていただいて進めていただければと思いますので、お願いいたします。

休憩します。（午後 3時26分 休憩）

再開します。（午後 3時29分 再開）

それでは、和光市議会議員政治倫理条例の見直しについては以上となります。

また、事務局においては、関係各所と調整をしていただき、早急に進むように手配をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、次回の議会運営委員会の日程を確認します。

今回は8月25日、火曜日、午前9時30分から、特定事件1、次の議会の会期予定について、令和8年和光市議会9月定例会の会期日程等についてです。

続きまして、今後の議会運営委員会等の日程調整を行いたいと思います。

休憩します。（午後 3時30分 休憩）

再開します。（午後 3時39分 再開）

今後の議会運営委員会についてです。

9月24日、木曜日、本会議終了後、議会だより事前打合せ1回目、10月2日金曜日午前9時30分から、議会だより事前打合せ2回目、10月7日、水曜日、午前9時30分から議会だより編集議運、10月14日、水曜日、午前9時30分から議会改革について、10月20日、火曜日、午前9時30分から議会改革について行います。よろしくお願いいたします。

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、議長から報告があります。

小嶋議長。

○小嶋智子議長 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について報告をいたします。

市長選出議員に1名の欠員が生じたため、選挙を実施する旨の通知がありましたが、届出のあった候補者数が選挙すべき議員の数を超えなかったため、選挙は行わず、八潮市長が無投票当選いたしましたので報告をいたします。

○吉田武司委員長 ただいま議長から発言がありました件は御承知おきください。

その他、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

金井議事課長。

○金井議事課長 私のほうから御報告させていただきます。

シェイクアウト埼玉～県内一斉防災訓練への参加のお願いについてになります。

シェイクアウト埼玉という、埼玉県議会が推奨している防災訓練になりますので、各会派のほうでその実施をよろしくお願いいたしますという御報告になります。

○吉田武司委員長 それはいつになるんですか。期間は1週間ぐらいあるんですよね。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 期間が決まっていまして、議会事務局でも、そこに登録をしてやります。昨年度もそうだったんですけども、会派のほうで登録をそこにさせていただいて、期間のほうは、また後日お知らせいたしますけれども、その期間内に会派でやっていただくというような運びにはなと思います。

○吉田武司委員長 事務局でまとめて報告はできないんですか。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 そこら辺確認させていただきます。

○吉田武司委員長 それでは、シェイクアウト埼玉については、各会派で御承知おきいただければと思います。

ほかにありますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

詳細については、後ほど連絡していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で本日の議事は全て終了しました。

本日の記録及び公開資料については、委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午後 3時43分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司